

人事委員会議事録（第1650回）

1 開催日時

令和3年1月12日（木）16：10～17：25

2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

3 会議に出席した者

委員	松田直人	委員長
	鈴木尉久	委員
	長尾真	委員
事務局職員	西村嘉浩	事務局長
	森本剛史	任用課長
	古川卓哉	給与課長
	岡野揮代美	任用課副課長兼総務審査班長
	小倉豊道	給与課副課長

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件

人事委員会議事録（第1649回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

専決処分をしたものにつき承認を求める件

－人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令制定の件－

任用課長が、令和2年12月28日付けで委員長が専決処分を行った標記訓令について、内容等を説明し、審議の結果、原案どおり承認した。

（委員）

出勤簿を廃止すれば押印行為がなくなるが、この取扱いは人事委員会だけではなく全庁的なものか。

（事務局）

紙様式の出勤簿は廃止されるが、総務事務システム上で出勤簿が作成される。休暇、出張等が電子申請により承認されると、システム上の出勤簿にその内容が反映される。これは全庁統一の取扱いである。

（委員）

出勤確認は、押印をやめて、電子申請で行うということか。

(事務局)

職員が電子申請で出勤したことを入力するわけではなく、管理職が出勤状況の現認等を行う。

(委員)

超過勤務時間等の確認はどうするのか。

(事務局)

超過勤務は、職員の電子申請に基づき、管理職が命令、確認、承認等を行う。

(委員)

タイムレコーダーは使用しないのか。

(事務局)

タイムレコーダーは使用していないが、各職員のパソコンのログオン・ログオフ時間が記録される。

第3号議案

採用選考試験（第2回）実施要綱決定の件

任用課長が標記要綱（案）を説明し、審議の結果、原案を一部修正の上、決定した。

(委員)

学芸員は、一般の行政職と違って専門性の高い職種であり、最終合否の判定を面接試験の結果だけで決定するリセット方式は問題がある。この分野に求められる業績評価を含め、筆記試験の成績を加味して、最終合否の判定をすべきである。

(委員)

筆記試験は、本来、専門試験等の成績上位の者だけを合格させるから、面接試験までに専門性のチェックは一応できているはずである。しかし、受験者が少ない場合は、採用予定者の一定倍を合格させるため、足切点さえクリアすればほぼ全員が合格し、専門性が疑問な者も含めて面接試験が行われるから、リセット方式にすべきではない。

(事務局)

昨年度の第2回実施状況からみて、今回も受験者数が少数と見込まれるので、海技職・薬剤師も含め、リセット方式でない形で試験を実施する。

第4号議案

学芸員採用選考試験実施要綱決定の件

任用課長が標記要綱（案）を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

特定の候補者を対象に試験を実施することだが、優秀な人材であれば確実に採用につなげてほしい。

(委員)

経歴等を見ると能力は高いようだが、試験を実施する必要があるのか。確認のための試験なのか。

(事務局)

正規職員としての能力実証のための試験実施は必要と考えている。

第5号議案

採用選考並びに職務の級及び号給決定の件

給与課長が、警察本部長から請求のあった採用選考(発令予定令和3年1月20日)について説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

交通管制システムの高度化とは具体的にどのようなことか。

(事務局)

交通管制システムは、交通量を計測する車両感知器などにより交通情報を収集し、収集した交通情報に基づき信号機を制御したり交通情報の提供を行う等交通管理を一元的に行うシステムである。その高度化として、次世代型の自動運転車と信号機・歩行者情報とのシステム連携等の研究開発が行われている。

報告事項1

採用試験広報活動計画(令和3年度実施試験向け)

任用課長が、標記広報活動の計画内容を説明した。

(委員)

採用予定人数によって、広報の内容は変わってくるのか。また広報関係の予算額はどのくらいか。

(事務局)

広報活動は、どれだけ受験者確保につながられるかが大事であり、採用予定者数にかかわらず幅広く行っていきたい。予算額は、現在予算要求中のホームページのポータル化を含め、約700万円である。

報告事項2

任命権者が行った処分

任用課長が、知事及び教育委員会が行った13件の懲戒処分内容及び理由を説明した。

(委員)

パワーハラスメント事案は、どのような経緯で発覚することが多いのか。

(事務局)

被害を受けた職員からの病気休暇の申請、相談窓口(各部総務課長や職員相談員、人事委員会事務局等)への被害の申告・相談等で発覚することが多い。

(委員)

相談窓口は有効に機能しているのか。

(事務局)

人事委員会事務局に相談があった場合には、事実関係を確認した上で、必要に応じて所属長に職員との話し合いの場を設定するよう働きかけるなど解決に努めている。

(委員)

校長の監督責任が問われるような場合に、処分基準はあるのか。また、教頭は監督責任を問われないのか。

(事務局)

教育委員会では、処分基準を定め、学校内でいせつ事案等の重大な非違行為が発生した場合に校長の監督責任を問うており、在任中に重ねて同種の事案が発生した場合は加重した処分をしている。教頭は、事案への関与の仕方に問題があった場合は、処分対象となることもあるが、通常は校長への処分のみである。

閉 会